

共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 新旧対照表

現行条文（令和6年版）						新条文（令和6年版）						改定理由						
編	章	節	条	項 以下	編章節条項 以下	編	章	節	条	項 以下	編章節条項 以下							
1	1	1	1	2	1	2.	共通仕様書の適用	受注者は、共通仕様書の適用にあたって、土木工事については、「県請負監督規程（以下「監督規程」という。）及び「県工事検査規程」（以下「検査規程」という。）に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、地方自治施行令（令和4年3月31日政令第150号）（以下「施行令」という。）第167条の15に基づくものであることを認識しなければならない。	1	1	1	1	2	1	2.	共通仕様書の適用	受注者は、共通仕様書の適用にあたって、土木工事については、「県請負監督規程（以下「監督規程」という。）及び「県工事検査規程」（以下「検査規程」という。）に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、地方自治施行令（令和6年4月1日政令第161号）（以下「施行令」という。）第167条の15に基づくものであることを認識しなければならない。	諸法令の改定にともなう
1	1	1	4	0	1	1-1-4	施工管理書	施工管理書	1	1	1	5	0	1	1-1-5	施工管理書	施工管理書	条文追加による番号の修正
1	1	1	5	0	1	1-1-5	コリンズ（GORINS）への登録	コリンズ（GORINS）への登録	1	1	1	6	0	1	1-1-6	コリンズ（GORINS）への登録	コリンズ（GORINS）への登録	条文追加による番号の修正
1	1	1	5	1	1		受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえで、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督職員にメール送信される。 なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。また、本工事の完成後において、訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。	1	1	1	6	1	1		受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえで、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督職員にメール送信される。 なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。	条文の改行による番号の修正		
1	1	1	6	0	1	1-1-6	監督職員	監督職員	1	1	1	7	0	1	1-1-7	監督職員	監督職員	条文追加による番号の修正
1	1	1	7	0	1	1-1-7	工事用地等の使用	工事用地等の使用	1	1	1	8	0	1	1-1-8	工事用地等の使用	工事用地等の使用	条文追加による番号の修正
1	1	1	8	0	1	1-1-8	工事着手	工事着手	1	1	1	9	0	1	1-1-9	工事着手	工事着手	条文追加による番号の修正
1	1	1	9	0	1	1-1-9	工事の下請負	工事の下請負	1	1	1	10	0	1	1-1-10	工事の下請負	工事の下請負	条文追加による番号の修正
1	1	1	9	1	4	(3)	下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。	1	1	1	10	1	1	(3)	受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。	条文の改行による番号の修正		
1	1	1	10	0	1	1-1-10	施工体制台帳	施工体制台帳	1	1	1	11	0	1	1-1-11	施工体制台帳	施工体制台帳	条文追加による番号の修正
1	1	1	11	0	1	1-1-11	受発注者間の情報共有	受発注者間の情報共有	1	1	1	12	0	1	1-1-12	受発注者間の情報共有	受発注者間の情報共有	条文追加による番号の修正
1	1	1	12	0	1	1-1-12	受注者相互の協力	受注者相互の協力	1	1	1	13	0	1	1-1-13	受注者相互の協力	受注者相互の協力	条文追加による番号の修正
1	1	1	13	0	1	1-1-13	調査・試験に対する協力	調査・試験に対する協力	1	1	1	14	0	1	1-1-14	調査・試験に対する協力	調査・試験に対する協力	条文追加による番号の修正
1	1	1	13	5	1	5.	NETIS	受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。	1	1	1	14	5	1	5.	NETIS	受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。	削除
1	1	1	13	5	2		受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づきNETISに登録されている技術を活用して工事施工する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。	1	1	1	14	5	1	5.	NETIS	受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）に登録されている技術を活用して工事施工する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。	条文削除による番号の修正 表現修正	
1	1	1	13	5	3		受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」（令和2年7月1日、国官総第20号、国官技第41号）、「公共工事等における新技術活用システム」実施綱領について（令和4年4月1日、国官総第185号、国官技第391号、国官施第19号、国総公第252号）による必要な措置をとるものとする。	1	1	1	14	5	2		受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」（令和5年3月28日、国官総第20号、国官技第40号）、「公共工事等における新技術活用システム」実施綱領について（令和5年3月28日、国官総第49号、国官技第205号、国官施第34号、国総公第288号）による必要な措置をとるものとする。	実施要領との整合		

現行条文（令和5年版）					新条文（令和6年版）					改定理由		
編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下			
1	1	1	34	0	1	1	1	35	0	1	条文追加による番号の修正	
1	1	1	34	5	1	1	1	35	5	1	条文追加による番号の修正	
1	1	1	34	14	1	1	1	35	14	1	条文追加による番号の修正	
1	1	1	35	0	1	1	1	36	0	1	条文追加による番号の修正	
1	1	1	36	0	1	1	1	37	0	1	条文追加による番号の修正	
1	1	1	36	1	12	1	1	37	1	12	条文追加による番号の修正	
1	1	1	36	1	15	1	1	37	1	15	条文追加による番号の修正	
1	1	1	36	1	17	1	1	37	1	17	条文追加による番号の修正	
1	1	1	36	1	18	1	1	37	1	18	条文追加による番号の修正	
1	1	1	36	1	24	1	1	37	1	24	条文追加による番号の修正	
1	1	1	36	1	42	1	1	37	1	42	条文追加による番号の修正	
1	1	1	36	1	43	1	1	37	1	43	条文追加による番号の修正	
1	1	1	36	1	45	1	1	37	1	45	条文追加による番号の修正	
1	1	1	36	1	65	1	1	37	1	65	条文追加による番号の修正	
1	1	1	36	1	70	1	1	37	1	70	条文追加による番号の修正	
1	1	1	36	1	72	1	1	37	1	72	条文追加による番号の修正	
1	1	1	36	1	74	1	1	37	1	74	条文追加による番号の修正	
1	1	1	36	1	77	1	1	37	1	77	条文追加による番号の修正	
1	1	1	36	1	78	1	1	37	1	78	条文追加による番号の修正	
1	1	1	36	1	82	1	1	37	1	82	条文追加による番号の修正	
1	1	1	36	1	83	1	1	37	1	83	条文追加による番号の修正	
1	1	1	37	0	1	1	1	38	0	1	条文追加による番号の修正	
1	1	1	38	0	1	1	1	39	0	1	条文追加による番号の修正	
1	1	1	39	0	0	1	1	40	0	0	条文追加による番号の修正	
1	1	1	40	0	1	1	1	41	0	1	条文追加による番号の修正	
1	1	1	41	0	1	1	1	42	0	1	条文追加による番号の修正	
1	1	1	42	0	1	1	1	43	0	1	条文追加による番号の修正	
1	1	1	43	0	1	1	1	44	0	1	条文追加による番号の修正	
1	1	1	44	0	1	1	1	45	0	1	条文追加による番号の修正	
1	1	1	45	0	1	1	1	46	0	1	条文追加による番号の修正	
								47	0	1	条文追加	
								47	1	1	条文追加	
								47	2	1	条文追加	
1	3	1	0	3	1	3	1	0	3	1	発行に伴う修正	
1	3	2	0	1	3	2	0	0	1	3	発行に伴う修正	
1	3	2	0	1	4	3	2	0	1	4	発行に伴う修正	
1	3	5	4	2	9	3	5	4	2	9	諸基準類の改定にともなう	
1	3	5	4	2	12	1	3	5	4	2	12	諸基準類の改定にともなう

表3-2 計量値の許容差

材料の種類	許容誤差 (%)
水	1
セメント	1
骨材	3
混和材	2※
混和剤	3

※高炉スラグ微粉末の場合は、1 (%) 以内

表3-2 計量値の許容差

材料の種類	計量値の許容差 (%)
水	1
セメント	1
骨材	3
混和材	2※
混和剤	3

※高炉スラグ微粉末の計量値の許容差の最大値は、1 (%) とする。

現行条文（令和6年版）						新条文（令和6年版）						改定理由																																																																	
編	章	節	条	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項以下	編章節条項以下																																																																		
1	3	6	9	2	1	1	3	6	9	2	1	2. 潤滑状態の保持	受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な潤滑状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて適切に定めなければならない。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの潤滑養生期間は、表1-3-3を標準とする。	1	3	6	9	2	1	2. 潤滑状態の保持	受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な潤滑状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて、 施工実績、信頼できるデータ、あるいは試験等により定めるものとする 。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの潤滑養生期間は、表3-3を 目安 とする。	諸基準類の改定にともなう																																																							
1	3	6	9	2	2								なお、中熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表1-3-3に示されていないセメントを使用する場合には、潤滑養生期間に関して監督職員と協議しなければならない。							諸法令の改定にともなう																																																									
1	3	6	9	2	3								表3-3 コンクリートの標準養生期間	1	3	6	9	2	3			表3-3 コンクリートの 潤滑養生期間の目安	諸法令の改定にともなう																																																						
						<table border="1"> <caption>表3-3 コンクリートの標準養生期間</caption> <thead> <tr> <th>気中湿度</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>高熱ポルトランドセメント</th> <th>中熱ポルトランドセメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15%以上</td> <td>5日</td> <td>7日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>10%以上</td> <td>7日</td> <td>9日</td> <td>4日</td> </tr> <tr> <td>5%以上</td> <td>9日</td> <td>12日</td> <td>5日</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔注〕寒中コンクリートの場合は、第1編第3章第10節寒中コンクリートの規定による。 寒中ポルトランドセメントは、標準養生期間の1.5倍とする。</p>						気中湿度	普通ポルトランドセメント	高熱ポルトランドセメント	中熱ポルトランドセメント	15%以上	5日	7日	3日	10%以上	7日	9日	4日	5%以上	9日	12日	5日	<table border="1"> <caption>表3-3 コンクリートの潤滑養生期間の目安</caption> <thead> <tr> <th>気中湿度</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>高熱ポルトランドセメント</th> <th>中熱ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>低熱ポルトランドセメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15%以上</td> <td>3日</td> <td>3日</td> <td>3日</td> <td>3日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>10%以上</td> <td>4日</td> <td>4日</td> <td>4日</td> <td>4日</td> <td>4日</td> </tr> <tr> <td>5%以上</td> <td>5日</td> <td>5日</td> <td>5日</td> <td>5日</td> <td>5日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※表3-3(表)欄での確認は、試験により決定。 〔注〕寒中コンクリートの場合は、第1編第3章第10節寒中コンクリートの規定による。 養生期間は、環境温度等によるものとする。</p>						気中湿度	普通ポルトランドセメント	高熱ポルトランドセメント	中熱ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント	15%以上	3日	3日	3日	3日	3日	10%以上	4日	4日	4日	4日	4日	5%以上	5日	5日	5日	5日	5日	諸法令の改定にともなう																			
気中湿度	普通ポルトランドセメント	高熱ポルトランドセメント	中熱ポルトランドセメント																																																																										
15%以上	5日	7日	3日																																																																										
10%以上	7日	9日	4日																																																																										
5%以上	9日	12日	5日																																																																										
気中湿度	普通ポルトランドセメント	高熱ポルトランドセメント	中熱ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント																																																																								
15%以上	3日	3日	3日	3日	3日																																																																								
10%以上	4日	4日	4日	4日	4日																																																																								
5%以上	5日	5日	5日	5日	5日																																																																								
1	3	7	3	3	1	1	3	7	3	3	1	3. 鉄筋の曲げ半径	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）〔2017年制定〕」本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提（土木学会、2018年3月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	1	3	7	3	3	1	3. 鉄筋の曲げ半径	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）〔2023年制定〕」本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提（土木学会、2023年3月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	発行に伴う修正																																																							
1	3	9	2	3	1	1	3	9	2	3	1	3. 打設時のコンクリート温度	打設時のコンクリート温度は、35℃以下とする。コンクリート温度がこの上限値を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保できることを確かめなければならない。	1	3	9	2	3	1	3. 打設時のコンクリート温度	打設時のコンクリート温度の 上限は、所定の品質を確保できる場合は38℃とし、それ以外の場合は35℃とする 。	諸基準類の改定にともなう																																																							
						1	3	9	2	3	2										なお、打設時のコンクリート温度が35℃を超える場合には、38℃を上限とし、かつコンクリート標準示方書で定める所定の品質を確保しなければならない。	諸基準類の改定にともなう																																																							
1	3	10	2	1	2	1	3	10	2	1	2	(1)	受注者は、凍結しているか、または氷雪の混入している骨材をそのまま用いてはならない。	1	3	10	2	1	2	(1)	受注者は、凍結しているか、または氷雪の混入している骨材を用いてはならない。	諸基準類の改定にともなう																																																							
1	3	10	3	5	3	1	3	10	3	5	3		表3-4 寒中コンクリートの温度制御養生期間	1	3	10	3	5	3			表3-4 寒中コンクリートの温度制御養生期間	諸基準類の改定にともなう																																																						
						<table border="1"> <caption>表3-4 寒中コンクリートの温度制御養生期間</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">5℃以上の温度制御養生を行った後の養生期間中に想定される凍結解除の程度</th> <th colspan="4">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>養生温度</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>混合セメント5種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) しばしば凍結解除を受ける場合</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) まれに凍結解除を受ける場合</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔注〕水セメント比が55%の場合の標準的な養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる場合は凍結解除する。</p>						5℃以上の温度制御養生を行った後の養生期間中に想定される凍結解除の程度	セメントの種類				養生温度	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメント5種	(1) しばしば凍結解除を受ける場合	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	(2) まれに凍結解除を受ける場合	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日	<table border="1"> <caption>表3-4 寒中コンクリートの温度制御養生期間</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">5℃以上の温度制御養生と所定の凍結養生を行った後に想定される気象条件</th> <th colspan="4">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>養生温度</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>混合セメント5種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) 厳しい気象条件</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) まれに凍結解除する程度の気象条件</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔注〕水セメント比が50%の場合の標準的な養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる場合は凍結解除する。</p>						5℃以上の温度制御養生と所定の凍結養生を行った後に想定される気象条件	セメントの種類				養生温度	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメント5種	(1) 厳しい気象条件	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	(2) まれに凍結解除する程度の気象条件	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日	諸基準類の改定にともなう					
5℃以上の温度制御養生を行った後の養生期間中に想定される凍結解除の程度	セメントの種類																																																																												
	養生温度	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメント5種																																																																									
(1) しばしば凍結解除を受ける場合	5℃	9日	5日	12日																																																																									
	10℃	7日	4日	9日																																																																									
(2) まれに凍結解除を受ける場合	5℃	4日	3日	5日																																																																									
	10℃	3日	2日	4日																																																																									
5℃以上の温度制御養生と所定の凍結養生を行った後に想定される気象条件	セメントの種類																																																																												
	養生温度	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメント5種																																																																									
(1) 厳しい気象条件	5℃	9日	5日	12日																																																																									
	10℃	7日	4日	9日																																																																									
(2) まれに凍結解除する程度の気象条件	5℃	4日	3日	5日																																																																									
	10℃	3日	2日	4日																																																																									
1	3	12	2	7	1	1	3	12	2	7	1	7. 水中コンクリートの打設方法	受注者は、ケーシング（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）、ドレミーまたはコンクリートポンプを使用してコンクリートを打設しなければならない。これにより難い場合は、代替工法について監督職員と協議のうえ施工しなければならない。	1	3	12	2	7	1	7. 水中コンクリートの打設方法	受注者は、ケーシング（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）、ドレミー、コンクリートポンプまたは底間き箱や底間き袋を使用してコンクリートを打設するものとする。これにより難い場合は、代替工法について監督職員と協議のうえ施工しなければならない。	諸基準類の改定にともなう																																																							
1	3	12	2	9	2	1	3	12	2	9	2	(1)	受注者は、ドレミーを水密でコンクリートが自由落下できる大きさとし、打設中は常にコンクリートで満たさなければならない。また、打設中にドレミーを水平移動してはならない。	1	3	12	2	9	2	(1)	受注者は、ドレミーを水密でコンクリートが自由に移動できる大きさとし、打設中は、先端を既に打ち込まれたコンクリート中に挿入しておき、水平移動してはならない。	諸基準類の改定にともなう																																																							
1	3	12	3	1	1	1	3	12	3	1	1	1. 一般事項	受注者は、海水の作用を受けるコンクリートの施工にあたり、品質が確保できるように、打込み、締め、養生などを行わなければならない。	1	3	12	3	1	1	1. 一般事項	受注者は、海水の作用、波浪や海水飛沫の影響を受ける構造物に使用されるコンクリートは、海洋用コンクリートとして、設計耐用期間を通じてコンクリート自体の劣化や鋼材の腐食等によって、所要に性能が損なわれないように施工しなければならない。	諸基準類の改定にともなう																																																							
1	3	12	3	2	1	1	3	12	3	2	1	2. 水平打継目の設置位置	受注者は、設計図書に示す最高潮位から上60cm及び最低潮位から下60cmの間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。平満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	1	3	12	3	2	1	2. 水平打継目の設置位置	受注者は、設計図書に示す最高潮位から上600mm及び最低潮位から下600mmの間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。平満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定にともなう																																																							
1	3	13	3	3	3	1	3	13	3	3	3		ただし、水及び混和剤溶液は容積計量してもよいものとする。	1	3	13	3	3	3			ただし、水及び混和剤溶液は第1編1-3-5-4材料の計量及び確認値、表1-3-2計量値の許容差に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。	諸基準類の改定にともなう																																																						
2	2	3	1	1	3	2	2	3	1	1	3		JIS A 5308（レディミキストコンクリート）附属書A（レディミキストコンクリート用骨材）	2	2	3	1	1	3			JIS A 5308（レディミキストコンクリート）附属書JA（レディミキストコンクリート用骨材）	JIS改正																																																						
2	2	6	1	2	1	2	2	6	1	2	1	2. セメントの貯蔵	受注者は、セメントを防湿的な構造を有するサイロまたは倉庫に、品種別に区分して貯蔵しなければならない。	2	2	6	1	2	1	2. セメントの貯蔵	受注者は、セメントを防湿構造を有するサイロまたは倉庫に、品種別に区分して貯蔵しなければならない。	諸基準類の改定にともなう																																																							
2	2	6	3	5	1	2	2	6	3	5	1	5. 急結剤	急結剤は、「コンクリート標準示方書（規準編）〔2018年制定〕」JSC-D 102-2018吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会、2018年10月）の規格に適合するものとする。	2	2	6	3	5	1	5. 急結剤	急結剤は、「コンクリート標準示方書（規準編）〔2023年制定〕」JSC-D102-2023吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会、2023年9月）の規格に適合するものとする。	発行に伴う修正																																																							
2	2	6	4	1	1	2	2	6	4	1	1	1. 練混ぜ水	コンクリートの練混ぜ用いる水は、上水道またはJIS A 5308（レディミキストコンクリート）附属書C（レディミキストコンクリートの練混ぜに用いる水）の規格に適合するものとする。また、養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。	2	2	6	4	1	1	1. 練混ぜ水	コンクリートの練混ぜに用いる水は、上水道またはJIS A 5308（レディミキストコンクリート）附属書C（レディミキストコンクリートの練混ぜに用いる水）の規格に適合するものとする。また、養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。	JIS改正																																																							

現行条文（令和5年版）						新条文（令和6年版）						改定理由									
編	章	節	条	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項以下	編章節条項以下										
2	2	8	3	0	2	2	2	8	3	0	2	再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和4年2月改正政令第51号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-24、表2-25、表2-26の規格に適合するものとする。	2	2	8	3	0	2	再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和5年9月改正 政令第276号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-24、表2-25、表2-26の規格に適合するものとする。	諸法令の改定にともなう	
3	2	2	0	0	16	3	2	2	0	0	16	環境省 水質汚濁に係る環境基準（環境省告示第62号）（令和3年10月）	3	2	2	0	0	16	環境省 水質汚濁に係る環境基準（令和5年3月13日環境省告示第6号）（令和5年3月）	発行年月の修正	
3	2	2	0	0	31	3	2	2	0	0	31	日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧（平成9年12月）	3	2	2	0	0	31	日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧【令和4年度改訂版】（令和5年2月）	発行に伴う修正	
3	2	2	0	0	45	3	2	2	0	0	45	労働省 騒音障害防止のためのガイドライン（平成4年10月）	3	2	2	0	0	45	労働省 騒音障害防止のためのガイドライン（令和5年4月）	発行年月の修正	
3	2	2	0	0	47	3	2	2	0	0	47	土木学会 コンクリート標準示方書（規準編）【2018年制定】（2018年10月）	3	2	2	0	0	47	土木学会 コンクリート標準示方書（規準編）【2023年制定】（2023年9月）	発行に伴う修正	
3	2	3	14	2	4	3	2	3	14	2	4	なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書（規準編）【2018年制定】」（土木学会、2018年10月）における、JSCE-H101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	3	14	2	4	なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書（規準編）【2023年制定】」（土木学会、2023年9月）における、JSCE-H 101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	発行に伴う修正	
3	2	6	11	6	5	3	2	6	11	6	5	表2-32（1） 接着剤の規格コンクリート床版用	3	2	6	11	6	5	表2-32 接着剤の規格コンクリート床版用	他の表削除による表番号の修正	
3	2	6	11	6	6	3	2	6	11	6	6	表2-32（2） フォーム系床版防水層（流し貼り型、加熱粘着型、常温粘着型）プライマーの品質	3	2	6	11	6	6		表の削除	
3	2	6	11	6	7	3	2	6	11	6	7	(3) 受注者は、火気を厳禁し、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.3～0.4ℓ/㎡の割合で塗布しなければならない。塗布は、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.15～0.2ℓ/㎡の割合で一層を塗布し、その層を約3時間乾燥させた後に一層目の上に同じ要領によって二層目を塗布するものとする。	3	2	6	11	6	7	(3) 受注者は、火気を厳禁し、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.3～0.4ℓ/㎡の割合で塗布しなければならない。塗布は、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.15～0.2ℓ/㎡の割合で一層を塗布し、その層を約3時間乾燥させた後に一層目の上に同じ要領によって二層目を塗布するものとする。	他の表削除による番号の修正	
3	2	6	11	6	8	3	2	6	11	6	8	(4) 受注者は、塗布された接着層が損傷を受けないようにして、二層目の施工後12時間以上養生しなければならない。	3	2	6	11	6	8	(4) 受注者は、塗布された接着層が損傷を受けないようにして、二層目の施工後12時間以上養生しなければならない。	他の表削除による番号の修正	
3	2	6	11	6	9	3	2	6	11	6	9	(5) 受注者は、施工時に接着剤をこぼしたり、部分的に溜まる等所要量以上に塗布して有害と認められる場合や、油類をこぼした場合には、その部分をかき取り再施工しなければならない。	3	2	6	11	6	9	(5) 受注者は、施工時に接着剤をこぼしたり、部分的に溜まる等所要量以上に塗布して有害と認められる場合や、油類をこぼした場合には、その部分をかき取り再施工しなければならない。	他の表削除による番号の修正	
3	2	14	2	6	2	3	2	14	2	6	2	図2-6 耳芝	3	2	14	2	6	2	図2-6 耳芝	現場実装との整合	
3	2	17	2	1	2	3	2	17	2	1	2	なお、薬剤については農業取締法（令和元年12月改正 法律第62号）に基づくものでなければならない。	3	2	17	2	1	2	なお、薬剤については農業取締法（令和5年5月改正 法律第36号）に基づくものでなければならない。	諸法令の改定にともなう	
4	3	2	0	0	4	4	3	2	0	0	4	国土交通省 河川砂防技術基準（令和4年6月）	4	3	2	0	0	4	国土交通省 河川砂防技術基準（令和5年10月）	発行年月の修正	
4	3	2	0	0	6	4	3	2	0	0	6	国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（令和4年3月）	4	3	2	0	0	6	国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（令和5年3月）	発行年月の修正	
4	5	1	0	5	1	4	5	1	0	5	1	5.適用規定（3）	4	5	1	0	5	1	5.適用規定（3）	発行に伴う修正	
6	1	2	0	0	4	6	1	2	0	0	4	土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）【2013年制定】（2013年10月）	6	1	2	0	0	4	土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）【2023年制定】（2023年9月）	発行に伴う修正	
6	1	2	0	0	5	6	1	2	0	0	5	土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）【2017年制定】（2018年3月）	6	1	2	0	0	5	土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）【2023年制定】（2023年9月）	発行に伴う修正	
7	1	2	0	0	4	7	1	2	0	0	4	コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）【2013年制定】（2013年10月）	7	1	2	0	0	4	土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）【2023年制定】（2023年9月）	発行に伴う修正	
7	1	4	5	2	1	7	1	4	5	2	1	2.各材料の計量	7	1	4	5	2	1	2.各材料の計量	受注者は、各材料の計量にあたっては、1練り分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は、容積で計量してもよい。	諸法令の改定にともなう
8	2	2	0	0	25	8	2	2	0	0	25	土木学会 舗装標準示方書（平成27年10月）	8	2	2	0	0	25	土木学会 舗装標準示方書【2023年制定】（令和5年10月）	発行に伴う修正	
8	2	4	10	4	1	8	2	4	10	4	1	4.初期養生	8	2	4	10	4	1	4.初期養生	初期養生は、十分な量の膜養生剤を適切な時期に均一に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に養生を行うこと。	表現修正
8	3	2	0	0	14	8	3	2	0	0	14	日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧（平成9年12月）	8	3	2	0	0	14	日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧【令和4年度改訂版】（令和5年2月）	発行に伴う修正	
8	7	2	0	0	16	8	7	2	0	0	16	土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）【2017年制定】（2018年3月）	8	7	2	0	0	16	土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）【2023年制定】（2023年3月）	発行に伴う修正	
8	7	2	0	0	17	8	7	2	0	0	17	土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）【2017年制定】（2018年3月）	8	7	2	0	0	17	土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）【2023年制定】（2023年9月）	発行に伴う修正	
8	15	3	1	7	1	8	15	3	1	7	1	7.報告書	8	15	3	1	7	1	7.報告書	受注者は、各作業の終了後、速やかに作業の終了と作業時の状況を監督職員に連絡するものとし、翌日までに設計図書に示す様式により除雪作業日報、運転記録紙等を監督職員に提出しなければならない。	条文の内容変更
8	15	3	1	7	2	8	15	3	1	7	2	また、各月の終了後、速やかに設計図書に示す様式により除雪月報を監督職員に提出しなければならない。	8	15	3	1	7	2	また、設計図書に示す様式により除雪作業日報、運転記録紙、除雪月報等を監督職員が指定する期日までに提出しなければならない。	条文の内容変更	